

議案第 6 号


損害賠償の額を定めることについて

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 1,023,000 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由 令和元年 10 月 12 日午後 9 時 20 分頃、台風 19 号に伴う強風により城ノ下公園の樹木が倒れ、が所有する外灯を折損したため、その損害を賠償するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

損害賠償の額を定めるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により提案する。